

土木工事共通仕様書（第2編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第2編 第1章 第1節	<p>材料編 一般事項 適用</p> <p>工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。<u>なお、請負者が同等以上の品質を有するものとして、海外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書（以下「海外建設資材品質審査証明書」という。）を材料の品質を証明する資料とすることができる。ただし、監督職員が設計図書に関して承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。</u></p> <p><u>また、JIS規格が定まっている建設資材のうち、海外のJIS認定工場以外で生産された建設資材を使用する場合は、海外建設資材品質審査証明書を提出するものとする。ただし、JIS認定外の製品として生産・納入されている建設資材については、海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を提出するものとする。</u></p>	第2編 第1章 第1節	<p>材料編 一般事項 適用</p> <p>工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この本共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。</p>	文章表現の統一
第2節 1	<p><u>工事材料の品質及び検査（確認を含む）</u></p> <p><u>請負者は、工事に使用する材料の品質を証明する資料を請負者の責任において整備、保管し、監督職員から請求があった場合は、直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。</u></p>	第2節 1	<p><u>工事材料の品質</u></p> <p><u>一般事項</u></p> <p><u>受注者は、工事に使用した材料の品質を証明する、試験成績表、性能試験結果、ミルシート等の品質規格証明書を受注者の責任において整備、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。ただし、設計図書で提出を定められているものについては、監督職員へ提出しなければならない。</u></p> <p><u>なお、JIS規格品のうちJISマーク表示が認証されJISマーク表示がされている材料・製品等（以下、「JISマーク表示品」という）については、JISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示に替えることができる。</u></p>	

土木工事共通仕様書（第2編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
3	請負者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、J I Sまたは設計図書で指示する方法により、試験を行わなければならない。	3	<u>試験を行う工事材料</u> 受注者は、設計図書において試験を行うこととしている工事材料について、J I Sまたは設計図書に定める方法により、試験を実施しその結果を監督職員に提出しなければならない。 なお、J I Sマーク表示品については試験を省略できる。	項目見出しの追記 語句の統一 文章表現の統一 JIS マーク表示品を追記
4	請負者は、設計図書において見本または、品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない工事材料については、これを提出しなければならない。	4	<u>見本・品質証明資料</u> 受注者は、設計図書において指定された工事材料について、見本または品質を証明する資料を工事材料を使用するまでに監督職員に提出し、確認を受けなければならない。 なお、J I Sマーク表示品については、J I Sマーク表示状態の確認とし見本または品質を証明する資料の提出は省略できる。	項目見出しの追記 文章表現の統一 材料確認書を監督職員へ提出し、確認することから整合
5	請負者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査（または確認）を受けなければならない。	5	<u>材料の保管</u> 受注者は、工事材料を使用するまでにその材質に変質が生じないよう、これを保管しなければならない。なお、材質の変質により工事材料の使用が、不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再度確認を受けなければならない。	項目見出しの追記 文章表現の修正
6	請負者は、表1-1の工事材料を使用する場合には、その外觀及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を事前に監督職員に提出し、監督職員の確認を受けなければならない。 <u>表1-1 指定材料の品質確認一覧（削除）</u>	6	<u>海外の建設資材の品質証明</u> 受注者は、海外で生産された建設資材のうちJISマーク表示品以外の建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査・証明事業実施機関が発行する海外建設資材品質審査証明書あるいは、日本国内の公的機関で実施した試験結果資料を監督職員に提出しなければならない。 なお、表2-1-1に示す海外で生産された建設資材を用いる場合は、海外建設資材品質審査証明書を材料の品質を証明する資料とすることができる。	項目見出しの追記 受注者が実施すべき内容をお主として条文を修正（国に準拠）
7	請負者は、地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については、奈良県産品の使用により一層努めること。	7	<u>奈良県産品の利用促進</u> （1）受注者は、地場産業の活性化を図るため、建設資材・物品等調達については、奈良県産品の使用により一層努めること。県産品とは、次の各号に掲げるものとする。 1）県内の工場等（本店が県内にあり、工場が県外にある場合も含む）で製造・加工された資材・製品 2）「奈良県リサイクル認定製品」	項目見出しの追記 奈良県産品の利用促進の運用通知を反映

土木工事共通仕様書（第2編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第2章 第2節 2-2-7 1	土木工事材料 石 その他の砂利、採石、砂 砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、 <u>この仕様書</u> における関係条項の規定に適合するものとする。	第2章 第2節 2-2-7 1	<p>(2) 受注者は、建設資材のうち生コンクリート・コンクリート二次製品・道路舗装材料類（アスファルト合材・インターロッキングブロック等）（以下「3品目」という。）及び「奈良県リサイクル認定製品」の使用については、以下の各号に掲げる1）から3）の報告書を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1) 資材調達予定を工事着手前に報告（当初報告） 2) 当初報告に変更・追加が生じた場合（変更・追加報告） 3) 資材調達結果を竣工検査前に報告（完成報告）</p> <p>(3) 受注者は、3品目で県産品が調達できるにもかかわらず県産品以外を使用する場合は、その理由を付した書面を監督職員に提出しなければならない。</p> <p>1 0 再生材の使用 （1）本工事の施工において使用する再生材については、工事目的物に要求される品質等を考慮したうえで、工事施工箇所から20kmの範囲内で、奈良県内に再資源化施設がある場合は、県内の再資源化施設で製造された再生材を使用すること。ただし、当該工事の工期、施工条件等により、必要とする量が確保できない場合は、監督職員と協議すること。 （2）上記に記載しない再生材の使用にあっても、奈良県産品の使用をより一層務めること。 （3）再生材の使用にあたっては、土木請負工事必携「再生材の使用に関する取り扱いについて」によること。 （4）再生材の使用にあたっては、使用前に、監督職員に再資源化施設が発行する試験成績書を提出すること。また、不純物の混入が無いこと等、現場にて搬入時にその品質確認を行うこと。現場に搬入された再生材が、品質等その使用が不相当と監督職員から指示された場合には、これを取り替えるとともに、新たに搬入する材料については、再検査（または確認）を受けること。</p>	項目見出しの追記 再生材の運用通知を反映
			<p>土木工事材料 石 その他の砂利、採石、砂 砂利、採石 砂利、碎石の粒度、形状及び有機物含有量は、<u>本共通仕様書</u>における関係条項の規定に適合するものとする。</p>	項目見出しの追記 表記の統一

土木工事共通仕様書（第2編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
2	砂の粒度及びごみ・どろ・有機不純物等の含有量は、 <u>この仕様書</u> における関係条項の規定に適合するものとする。	2	<u>砂</u> 砂の粒度及びごみ・どろ・有機不純物等の含有量は、 <u>本共通仕様書</u> における関係条項の規定に適合するものとする。	項目見出しの追記 表記の統一
第3節 2-3-1	骨材 一般事項	第3節 2-3-1	骨材 一般事項	
1	道路用砕石、コンクリート用砕石及びコンクリート用スラグ粗（細）骨材は、以下の規格に適合するものとする。	1	<u>適合規格</u> 道路用砕石及びコンクリート用砕石等は、以下の規格に適合するものとする。 <u>JIS A 5001（道路用砕石）</u> JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材（ <u>高炉スラグ骨材</u> ）） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材（ <u>フェロニッケルスラグ骨材</u> ）） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材（ <u>銅スラグ骨材</u> ））	項目見出しの追記 文章表現の統一 コンクリート用砕石、 コンクリート用スラグ粗（細）骨材を総称
	JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材（ <u>高炉スラグ骨材</u> ））		JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂） JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材－ <u>第1部</u> ：高炉スラグ骨材） JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材－ <u>第2部</u> ：フェロニッケルスラグ骨材） JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材－ <u>第3部</u> ：銅スラグ骨材） <u>JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材－第4部：電気炉酸化スラグ骨材）</u> <u>JIS A 5308（レディミクストコンクリート）付属書A（レディミクストコンクリート用骨材）</u> JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ） <u>JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H）</u>	関連 JIS 規格を追記
	JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）		JIS A 5015（道路用鉄鋼スラグ）	
7	細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。	7	<u>海砂使用の場合の注意</u> <u>受注者は</u> 、細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。	項目見出しの追記 文章表現の統一
8	プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合には、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶乾質量に対しNaClに換算して0.03%以下としなければならない。	8	<u>海砂の塩分の許容限度</u> <u>受注者は</u> 、プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合には、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶乾質量に対しNaClに換算して0.03%以下としなければならない。	項目見出しの追記 文章表現の統一

土木工事共通仕様書（第2編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由								
編章節条		編章節条										
2-3-2 1	<p>セメントコンクリート用骨材 細骨材及び粗骨材の粒度は、表2-1、<u>2</u>の規格に適合するものとする。</p> <p>表2-2 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレパックドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲</p> <p>(2) プレパックドコンクリート</p> <table border="1"> <tr> <td>最小寸法</td> <td>15mm以上。<u>また、大規模プレパックドコンクリートの場合は、40mm以上。</u></td> </tr> <tr> <td>最大寸法</td> <td>部材最小寸法の1/4以下かつ鉄筋コンクリートの場合は、鉄筋のあきの<u>2/3</u>以下。</td> </tr> </table>	最小寸法	15mm以上。 <u>また、大規模プレパックドコンクリートの場合は、40mm以上。</u>	最大寸法	部材最小寸法の1/4以下かつ鉄筋コンクリートの場合は、鉄筋のあきの <u>2/3</u> 以下。	2-3-2 1	<p>セメントコンクリート用骨材 <u>細骨材及び粗骨材の粒度</u> 細骨材及び粗骨材の粒度は、表2-1、<u>表2-2</u>の規格に適合するものとする。</p> <p>表2-2 無筋・鉄筋コンクリート、舗装コンクリート、プレパックドコンクリートの粗骨材の粒度の範囲</p> <p>(2) プレパックドコンクリート</p> <table border="1"> <tr> <td>最小寸法</td> <td>15mm以上。</td> </tr> <tr> <td>最大寸法</td> <td>部材最小寸法の1/4以下かつ鉄筋コンクリートの場合は、鉄筋のあきの<u>1/2</u>以下。</td> </tr> </table>	最小寸法	15mm以上。	最大寸法	部材最小寸法の1/4以下かつ鉄筋コンクリートの場合は、鉄筋のあきの <u>1/2</u> 以下。	項目見出しの追記
最小寸法	15mm以上。 <u>また、大規模プレパックドコンクリートの場合は、40mm以上。</u>											
最大寸法	部材最小寸法の1/4以下かつ鉄筋コンクリートの場合は、鉄筋のあきの <u>2/3</u> 以下。											
最小寸法	15mm以上。											
最大寸法	部材最小寸法の1/4以下かつ鉄筋コンクリートの場合は、鉄筋のあきの <u>1/2</u> 以下。											
2	<p>硫酸ナトリウムによる安定性の試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して十分な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。また、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から満足なものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。</p>	2	<p><u>細骨材及び粗骨材の使用規定</u> 硫酸ナトリウムによる<u>骨材</u>の安定性の試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して十分な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。また、これを用いた実例がない場合でも、これを用いてつくったコンクリートの凍結融解試験結果から満足なものであると認められた場合には、これを用いてよいものとする。</p>	項目見出しの追記 コンクリート標準示方書及び舗装施工便覧と整合								
5	<p>すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、舗装コンクリートの場合は35%以下とする。なお、積雪寒冷地においては、すりへり減量が25%以下のものを使用するものとする。</p>	5	<p><u>すりへり減量の限度</u> <u>舗装用コンクリートに用いる粗骨材は</u>、すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、舗装コンクリートの場合は35%以下とする。なお、積雪寒冷地においては、すりへり減量が25%以下のものを使用するものとする。</p>	項目見出しの追記 対象材料を明確化								
2-3-3 5	<p>アスファルト舗装用骨材 鉄鋼スラグの規格は、表2-9の規格に適合するものとする。</p>	2-3-3 5	<p>アスファルト舗装用骨材 <u>鉄鋼スラグの規格（路盤材用）</u> <u>路盤材に用いる</u>鉄鋼スラグの規格は、表2-9の規格に適合するものとする。</p>	項目見出しの追記 鉄鋼スラグの種類とその用途、使い分けを明確化								

土木工事共通仕様書（第2編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由																
編章節条		編章節条																		
6	製鋼スラグの規格は、表2-10の規格に適合するものとする。	6	<u>製鋼スラグの規格</u> <u>加熱アスファルト混合物、瀝青安定処理（加熱混合）に用いる鉄鋼スラグ（製鋼スラグ）の規格は、表2-10の規格に適合するものとする。</u>	項目見出しの追記 鉄鋼スラグの種類とその用途、使い分けを明確化																
2-3-4	アスファルト用再生骨材 表2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: center;">項目 名称</td> <td style="width:20%;">旧アスファルト含有量 (%)</td> <td style="width:20%;">旧アスファルト針入度 (25℃) 1/10mm</td> <td style="width:45%;">骨材の微粒分量試験で75μmを通過する量 (%)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">規格値</td> <td style="text-align: center;">3.8以上</td> <td style="text-align: center;">20以上</td> <td style="text-align: center;">5以下</td> </tr> </table> <p>[注3] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗い前の75μmふるいにとどまるものと、水洗い後の75μmふるいにとどまるものを乾燥もしくは60℃以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差を求めたものである（旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75μmふるい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微量分析試験で失われる量の一部として扱う）。</p>	項目 名称	旧アスファルト含有量 (%)		旧アスファルト針入度 (25℃) 1/10mm	骨材の微粒分量試験で75μmを通過する量 (%)	規格値	3.8以上	20以上	5以下	2-3-4	アスファルト用再生骨材 表2-12 アスファルトコンクリート再生骨材の品質 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%; text-align: center;">旧アスファルトの含有量 %</td> <td style="width:20%; text-align: center;">3.8以上</td> </tr> <tr> <td style="width:15%; text-align: center;">旧アスファルトの針入度 1/10mm</td> <td style="width:20%; text-align: center;">20以上</td> </tr> <tr> <td style="width:15%; text-align: center;">性状 圧裂係数 MPa/m</td> <td style="width:20%; text-align: center;">1.70以下</td> </tr> <tr> <td style="width:15%; text-align: center;">骨材の微粒分量 %</td> <td style="width:20%; text-align: center;">5以下</td> </tr> </table> <p>[注3] 骨材の微粒分量試験はJIS A 1103（骨材の微粒分量試験方法）により、試料のアスファルトコンクリート再生骨材の水洗い前の75μmふるいにとどまるものと、水洗い後の75μmふるいにとどまるものを乾燥もしくは60℃以下の乾燥炉で乾燥し、その質量差を求めたものである（旧アスファルトはアスファルトコンクリート再生骨材の質量に含まれるが、75μmふるい通過分に含まれる旧アスファルトは微量なので、骨材の微粒分量試験で失われる量の一部として扱う）。</p> <p><u>[注4] 旧アスファルトの性状は、針入度または、圧裂係数のどちらかが基準を満足すればよい。</u></p>	旧アスファルトの含有量 %	3.8以上	旧アスファルトの針入度 1/10mm	20以上	性状 圧裂係数 MPa/m	1.70以下	骨材の微粒分量 %	5以下
項目 名称	旧アスファルト含有量 (%)	旧アスファルト針入度 (25℃) 1/10mm	骨材の微粒分量試験で75μmを通過する量 (%)																	
規格値	3.8以上	20以上	5以下																	
旧アスファルトの含有量 %	3.8以上																			
旧アスファルトの針入度 1/10mm	20以上																			
性状 圧裂係数 MPa/m	1.70以下																			
骨材の微粒分量 %	5以下																			
2-3-5	ファイラー 3 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をファイラーとして用いる場合は表2-14に適合するものとする。	2-3-5	ファイラー 3 <u>石灰岩以外の石粉の規定</u> フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をファイラーとして用いる場合は表2-14の規格に適合するものとする。	項目見出しの追記 表現の統一																
2-3-6	安定材 1 瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-15に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-16に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	2-3-6	安定材 1 <u>瀝青材料の品質</u> 瀝青安定処理に使用する瀝青材料の品質は、表2-15に示す舗装用石油アスファルトの規格及び表2-16に示す石油アスファルト乳剤の規格に適合するものとする。	項目見出しの追記																

土木工事共通仕様書（第2編） 新旧対照表

編章節条	現行（平成19年11月）	編章節条	改正（平成26年4月）	改正理由																																																																																																																																																																																																																																																																																																																						
	<p>表2-16 石油アスファルト乳剤の規格</p> <table border="1" data-bbox="398 375 931 906"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類及び記号 項目</th> <th colspan="8">カチオン乳剤</th> <th>ノニオン乳剤</th> </tr> <tr> <th>PK-1</th> <th>PK-2</th> <th>PK-3</th> <th>PK-4</th> <th>MK-1</th> <th>MK-2</th> <th>MK-3</th> <th>MN-1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エングラー度 (25℃)</td> <td colspan="2">3~15</td> <td colspan="2">1~6</td> <td colspan="3">3~40</td> <td colspan="2">2~30</td> </tr> <tr> <td>ふるい残留分 (K) (1.18mm)</td> <td colspan="8">0.3以下</td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>付着度</td> <td colspan="2">2/3以上</td> <td colspan="6">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>粗粒度骨材適合性</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2">均等であること</td> <td colspan="3">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>密粒度骨材適合性</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="3">均等であること</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>土まじり骨材適合性(%)</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="3">-</td> <td colspan="2">5以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>セメント混合性 (%)</td> <td colspan="8">-</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>粒子の電荷</td> <td colspan="9">陽 (+)</td> </tr> <tr> <td>風乾残留分 (%)</td> <td colspan="2">60以上</td> <td colspan="2">50以上</td> <td colspan="3">57以上</td> <td colspan="2">57以上</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留物</td> <td colspan="2">100を 超え 200以下</td> <td colspan="2">150を 超え 300以下</td> <td colspan="2">100を 超え 300以下</td> <td colspan="2">60を 超え 150以下</td> <td>60を 超え 300以下</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 (%)</td> <td colspan="4">98以上</td> <td colspan="3">97以上</td> <td colspan="2">97以上</td> </tr> <tr> <td>貯蔵安定度 (24hr) (質量%)</td> <td colspan="8">1以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>凍結安定度 (-5℃)</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2">粗粒子、塊のないこと</td> <td colspan="3">-</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td colspan="2">お覆及び表面処理用</td> <td colspan="2">お覆及び表面処理用</td> <td colspan="2">安定処理用 プライムコート用</td> <td colspan="2">タングコート用</td> <td>粗粒度骨材混合用 密粒度骨材混合用 土まじり骨材混合用 安定処理用</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>JIS K 2208 (石油アスファルト乳剤)</u> [注] 種類記号の説明 P：浸透用、M：混合用 エングラー度が15以下の乳剤についてはJIS K 2208 6.3によって求め、15を超える乳剤についてはJIS K 2208 6.4によって粘度を求め、エングラー度に換算する。 <u>2. セメント安定処理に使用するセメントは、JISに規定されているJIS R 5210 (ポルトランドセメント)、およびJIS R 5211 (高炉セメント)の規格に適合するものとする。</u></p>	種類及び記号 項目	カチオン乳剤								ノニオン乳剤	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1	エングラー度 (25℃)	3~15		1~6		3~40			2~30		ふるい残留分 (K) (1.18mm)	0.3以下								0.3以下	付着度	2/3以上		-						-	粗粒度骨材適合性	-		均等であること		-			-	密粒度骨材適合性	-		-		均等であること			-	土まじり骨材適合性(%)	-		-			5以下		-	セメント混合性 (%)	-								1.0以下	粒子の電荷	陽 (+)									風乾残留分 (%)	60以上		50以上		57以上			57以上		蒸発残留物	100を 超え 200以下		150を 超え 300以下		100を 超え 300以下		60を 超え 150以下		60を 超え 300以下	トルエン可溶分 (%)	98以上				97以上			97以上		貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下								1以下	凍結安定度 (-5℃)	-		粗粒子、塊のないこと		-			-		主な用途	お覆及び表面処理用		お覆及び表面処理用		安定処理用 プライムコート用		タングコート用		粗粒度骨材混合用 密粒度骨材混合用 土まじり骨材混合用 安定処理用		<p>表2-16 石油アスファルト乳剤の規格</p> <table border="1" data-bbox="1290 386 1778 959"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類及び記号 項目</th> <th colspan="8">カチオン乳剤</th> <th>ノニオン乳剤</th> </tr> <tr> <th>PK-1</th> <th>PK-2</th> <th>PK-3</th> <th>PK-4</th> <th>MK-1</th> <th>MK-2</th> <th>MK-3</th> <th>MN-1</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>エングラー度 (25℃)</td> <td colspan="2">3~15</td> <td colspan="2">1~6</td> <td colspan="3">3~40</td> <td colspan="2">2~30</td> </tr> <tr> <td>ふるい残留分 (質量%) (1.18mm)</td> <td colspan="8">0.3以下</td> <td>0.3以下</td> </tr> <tr> <td>付着度</td> <td colspan="2">2/3以上</td> <td colspan="6">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>粗粒度骨材適合性</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2">均等であること</td> <td colspan="3">-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>密粒度骨材適合性</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="3">均等であること</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>土まじり骨材適合性(質量%)</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="3">-</td> <td colspan="2">5以下</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>セメント混合性 (質量%)</td> <td colspan="8">-</td> <td>1.0以下</td> </tr> <tr> <td>粒子の電荷</td> <td colspan="9">陽 (+)</td> </tr> <tr> <td>風乾残留分 (質量%)</td> <td colspan="2">60以上</td> <td colspan="2">50以上</td> <td colspan="3">57以上</td> <td colspan="2">57以上</td> </tr> <tr> <td>蒸発残留物</td> <td colspan="2">100を 超え 200以下</td> <td colspan="2">150を 超え 300以下</td> <td colspan="2">100を 超え 300以下</td> <td colspan="2">60を 超え 150以下</td> <td>60を 超え 300以下</td> </tr> <tr> <td>トルエン可溶分 (質量%)</td> <td colspan="4">98以上</td> <td colspan="3">97以上</td> <td colspan="2">97以上</td> </tr> <tr> <td>貯蔵安定度 (24hr) (質量%)</td> <td colspan="8">1以下</td> <td>1以下</td> </tr> <tr> <td>凍結安定度 (-5℃)</td> <td colspan="2">-</td> <td colspan="2">粗粒子、塊のないこと</td> <td colspan="3">-</td> <td colspan="2">-</td> </tr> <tr> <td>主な用途</td> <td colspan="2">お覆及び表面処理用</td> <td colspan="2">お覆及び表面処理用</td> <td colspan="2">安定処理用 プライムコート用</td> <td colspan="2">タングコート用</td> <td>粗粒度骨材混合用 密粒度骨材混合用 土まじり骨材混合用 安定処理用</td> </tr> </tbody> </table> <p>[注1] 種類記号の説明P：浸透用乳剤、M：混合用乳剤、K：カチオン乳剤、N：ノニオン乳剤。 [注2] エングラー度が15以下の乳剤についてはJIS K 2208:2006.3エンブラー度試験方法によって求め、15を超える乳剤についてはJIS K 2208:2006.4セイボルトクローラール秒試験方法によって粘度を求め、エングラー度に換算する。</p>	種類及び記号 項目	カチオン乳剤								ノニオン乳剤	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1	エングラー度 (25℃)	3~15		1~6		3~40			2~30		ふるい残留分 (質量%) (1.18mm)	0.3以下								0.3以下	付着度	2/3以上		-						-	粗粒度骨材適合性	-		均等であること		-			-	密粒度骨材適合性	-		-		均等であること			-	土まじり骨材適合性(質量%)	-		-			5以下		-	セメント混合性 (質量%)	-								1.0以下	粒子の電荷	陽 (+)									風乾残留分 (質量%)	60以上		50以上		57以上			57以上		蒸発残留物	100を 超え 200以下		150を 超え 300以下		100を 超え 300以下		60を 超え 150以下		60を 超え 300以下	トルエン可溶分 (質量%)	98以上				97以上			97以上		貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下								1以下	凍結安定度 (-5℃)	-		粗粒子、塊のないこと		-			-		主な用途	お覆及び表面処理用		お覆及び表面処理用		安定処理用 プライムコート用		タングコート用		粗粒度骨材混合用 密粒度骨材混合用 土まじり骨材混合用 安定処理用	<p>JIS規格と整合</p>
種類及び記号 項目	カチオン乳剤								ノニオン乳剤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
エングラー度 (25℃)	3~15		1~6		3~40			2~30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
ふるい残留分 (K) (1.18mm)	0.3以下								0.3以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
付着度	2/3以上		-						-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
粗粒度骨材適合性	-		均等であること		-			-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
密粒度骨材適合性	-		-		均等であること			-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
土まじり骨材適合性(%)	-		-			5以下		-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
セメント混合性 (%)	-								1.0以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
粒子の電荷	陽 (+)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
風乾残留分 (%)	60以上		50以上		57以上			57以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
蒸発残留物	100を 超え 200以下		150を 超え 300以下		100を 超え 300以下		60を 超え 150以下		60を 超え 300以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
トルエン可溶分 (%)	98以上				97以上			97以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下								1以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
凍結安定度 (-5℃)	-		粗粒子、塊のないこと		-			-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
主な用途	お覆及び表面処理用		お覆及び表面処理用		安定処理用 プライムコート用		タングコート用		粗粒度骨材混合用 密粒度骨材混合用 土まじり骨材混合用 安定処理用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
種類及び記号 項目	カチオン乳剤								ノニオン乳剤																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	PK-1	PK-2	PK-3	PK-4	MK-1	MK-2	MK-3	MN-1																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
エングラー度 (25℃)	3~15		1~6		3~40			2~30																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
ふるい残留分 (質量%) (1.18mm)	0.3以下								0.3以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
付着度	2/3以上		-						-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
粗粒度骨材適合性	-		均等であること		-			-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
密粒度骨材適合性	-		-		均等であること			-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
土まじり骨材適合性(質量%)	-		-			5以下		-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
セメント混合性 (質量%)	-								1.0以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
粒子の電荷	陽 (+)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
風乾残留分 (質量%)	60以上		50以上		57以上			57以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
蒸発残留物	100を 超え 200以下		150を 超え 300以下		100を 超え 300以下		60を 超え 150以下		60を 超え 300以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
トルエン可溶分 (質量%)	98以上				97以上			97以上																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
貯蔵安定度 (24hr) (質量%)	1以下								1以下																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
凍結安定度 (-5℃)	-		粗粒子、塊のないこと		-			-																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
主な用途	お覆及び表面処理用		お覆及び表面処理用		安定処理用 プライムコート用		タングコート用		粗粒度骨材混合用 密粒度骨材混合用 土まじり骨材混合用 安定処理用																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

土木工事共通仕様書（第2編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	2 セメント安定処理に使用するセメントは、JISに規定されているJIS R 5210（ポルトランドセメント）、 <u>および</u> JIS R 5211（高炉セメント）の規格に適合するものとする。	2 <u>セメント安定処理に使用するセメント</u> セメント安定処理に使用するセメントは、JISに規定されているJIS R 5210（ポルトランドセメント）、 <u>及び</u> JIS R 5211（高炉セメント）の規格に適合するものとする。		項目見出しの追記 表記の統一
	3 石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001（工業用石灰）に規定にされる生石灰（特号 <u>および</u> 1号）、消石灰（特号 <u>および</u> 1号）、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。	3 <u>石灰安定処理に使用する石灰</u> 石灰安定処理に使用する石灰は、JIS R 9001（工業用石灰）に規定にされる生石灰（特号 <u>及び</u> 1号）、消石灰（特号 <u>及び</u> 1号）、またはそれらを主成分とする石灰系安定材に適合するものとする。		項目見出しの追記 表記の統一
第5節	鋼材	第5節	鋼材	
2-5-6	ボルト用鋼材 トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット（日本道路協会） 支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格（日本道路協会）（1971）	2-5-6 <u>摩擦接合用</u> トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット（日本道路協会） 支圧接合用打込み式高力ボルト・六角ナット・平座金暫定規格（日本道路協会）（1971）		項目見出しの追記 規格名称の整合
2-5-7	溶接材料 溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。 JIS Z 3211（軟鋼用被覆アーク溶接棒） <u>JIS Z 3212（高張力鋼用被覆アーク溶接棒）</u> JIS Z 3214（耐候性鋼用被覆アーク溶接棒） JIS Z 3312（軟鋼 <u>及び高張力鋼用マグ溶接</u> ソリッドワイヤ） JIS Z 3313（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ） JIS Z 3315（ <u>耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接ソリッドワイヤ</u> ） JIS Z 3320（ <u>耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接フラックス入りワイヤ</u> ） JIS Z 3351（炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ） JIS Z 3352（ <u>炭素鋼及び低合金鋼用</u> サブマージアーク溶接フラックス）	2-5-7 溶接材料 溶接材料は、以下の規格に適合するものとする。 JIS Z 3211（軟鋼、 <u>高張力鋼及び低温用鋼</u> 用被覆アーク溶接棒） JIS Z 3214（耐候性鋼用被覆アーク溶接棒） JIS Z 3312（軟鋼、高張力鋼 <u>及び低温用鋼用の</u> マグ溶接 <u>及びミグ溶接</u> ソリッドワイヤ） JIS Z 3313（軟鋼、高張力鋼及び低温用鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ） JIS Z 3315（ <u>耐候性鋼用の</u> マグ溶接 <u>及びミグ溶接用ソリッドワイヤ</u> ） JIS Z 3320（ <u>耐候性鋼用の</u> マグ溶接 <u>及びミグ溶接用ソリッドワイヤ</u> ） JIS Z 3351（炭素鋼及び低合金鋼用サブマージアーク溶接ソリッドワイヤ） JIS Z 3352（サブマージアーク溶接 <u>用</u> フラックス）		JIS 規格名称と整合 削除 JIS 規格名称と整合 JIS 規格名称と整合 JIS 規格名称と整合
2-5-15	コルゲートパイプ コルゲートパイプは、以下の規格に適合するものとする。 JIS G 3471（ <u>コルゲートパイプ及びコルゲートセクション</u> ）	2-5-15 コルゲートパイプ コルゲートパイプは、以下の規格に適合するものとする。 JIS G 3471（ <u>コルゲートパイプ</u> ）		JIS 改正に伴うコルゲートセクション及びコルゲートパイプに

土木工事共通仕様書（第2編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
第6節 2-6-1	セメント及び混和材料 一般事項 1 工事に使用するセメントは、 <u>高炉セメント及び普通ポルトランドセメント</u> を使用するものとし、他のセメント及び混和材料を使用する場合は、設計図書に <u>よるものとする</u> 。	第6節 2-6-1	セメント及び混和材料 一般事項 1 <u>工事中用セメント</u> 工事に使用するセメントは、普通ポルトランドセメントを使用するものとし、他のセメント及び混和材料を使用する場合は、設計図書に <u>よらなければならない</u> 。	項目見出しの追記 文章表現の修正
3	セメントを貯蔵するサイロに、底にたまって出ない部分ができないような構造としなければならない。	3	<u>サイロの構造</u> <u>受注者は</u> セメントを貯蔵するサイロに、底にたまって出ない部分ができないような構造としなければならない。	
4	<u>請負者は</u> 、貯蔵中に塊状になったセメントを、 <u>または</u> 、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	4	<u>異常なセメント使用時の注意</u> <u>受注者は</u> 、貯蔵中に塊状になったセメントを、 <u>用いてはならない</u> 、 <u>また</u> 、 <u>湿気をうけた疑いのあるセメント</u> 、 <u>その他異常を認めたセメントの使用にあたっては</u> 、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。	項目見出しの追記 コンクリート標準示方書と整合
2-6-2	セメント 2 コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、 <u>次項</u> の規定に適合するものとする。なお、小規模工種で、1工種当たりの総使用量が10m3未満の場合は、 <u>この項</u> の適用を除外することができる。	2-6-2	セメント 2 <u>普通ポルトランドセメントの規定</u> コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、 <u>本条3項、4項</u> の規定に適合するものとする。なお、小規模工種で、1工種当たりの総使用量が10m3未満の場合は、 <u>本条項</u> の適用を除外することができる。	項目見出しの追記 文章表現の修正
2-6-3	混和材料 3 混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A 6206 (<u>高炉スラグ微粉末</u>)の規格に適合するものとする。	2-6-3	混和材料 3 <u>高炉スラグ微粉末</u> 混和材として用いる高炉スラグ微粉末は、JIS A6206 (<u>コンクリート用高炉スラグ微粉末</u>)の規格に適合するものとする。	項目見出しの追記 語句の修正
4	混和剤として用いるAE剤、減水剤、AE減水剤、高性能AE減水剤は、JIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合するものとする。	4	<u>混和剤の適合規格</u> 混和剤として用いるAE剤、減水剤、AE減水剤、高性能AE減水剤、 <u>高性能減水剤、流動化剤及び硬化促進剤</u> は、JIS A 6204（コンクリート用化学混和剤）の規格に適合するものとする。	項目見出しの追記 表記の修正

土木工事共通仕様書（第2編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
5	急結剤は、JSCE-D 102に適合するものとする。	5	急結剤 急結剤は、「 <u>コンクリート標準示方書（規準編）</u> JSCE-D 102-2 005吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」 <u>（土木学会、平成22年11月）</u> に適合するものとする。	項目見出しの追記 適合規格について出典等の詳細を追記
2-6-4	コンクリート用水	2-6-4	コンクリート用水	項目見出しの追記
1	コンクリートに使用する練混水は、上水道または <u>JSCE-B 101</u> <u>あるいはJIS A 5308</u> （レディーミクストコンクリート）付属書3に適合したものでなければならない。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んでは ならない。	1	練混ぜ水 コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道または <u>JIS A 5308</u> <u>（レディーミクストコンクリート）付属書C（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。</u> また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んでは ならない。	JIS との整合 制定年を削除
2	請負者 は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには、用いて良い。	2	海水の使用禁止 受注者 は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには、 <u>海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響がないことを確認したうえで、練混ぜ水として用いて良いものとする。</u>	項目見出しの追記 コンクリート標準示方書と整合
第7節	セメントコンクリート製品	第7節	セメントコンクリート製品	
2-7-1	一般事項	2-7-1	一般事項	
2	セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン（Cl ⁻ ）の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m ³ 以下とするものとする。なお、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	2	塩化物含有量 セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン（Cl ⁻ ）の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m ³ 以下とするものとする。なお、 受注者は 、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	項目見出しの追記 表現の修正
2-7-2	セメントコンクリート製品 セメントコンクリート製品は、 <u>次</u> の規格に適合するものとする。	2-7-2	セメントコンクリート製品 セメントコンクリート製品は、 <u>以下</u> の規格に適合するものとする。	表記の統一

土木工事共通仕様書（第2編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由																												
編章節条		編章節条																														
第8節 2-8-1 2	<p>瀝青材料 一般瀝青材料 ポリマー改質アスファルトは、表2-19に適合するものとする。<u>また、請負者は、プラントミックスタイプについては、あらかじめ使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-19に示す値に適合していることを確認しなければならない。</u></p>	第8節 2-8-1 2	<p>瀝青材料 一般瀝青材料 <u>ポリマー改質アスファルト</u> ポリマー改質アスファルトの性状は表2-19の規格に適合するものとする。<u>なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-19に示す値に適合していることを施工前に確認するものとする。</u></p>	項目見出しの追記 表現の統一 確認時期の明確化																												
6	<p>グースアスファルトに<u>使用する</u>アスファルトは、表2-21に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。</p>	6	<p><u>グースアスファルトに用いるアスファルト</u> グースアスファルトに<u>用いる</u>アスファルトは、表2-21に示す硬質アスファルトに<u>用いるアスファルト</u>の規格に適合するものとする。</p>		項目見出しの追記 文章表現の統一																											
7	<p>グースアスファルトは表2-22の規格を標準とするものとする。</p>	7	<p><u>グースアスファルト</u> グースアスファルトは表2-22に示す硬質アスファルトの規格を標準とするものとする。</p>	項目見出しの追記 文章表現の統一																												
2-8-3	<p>再生用添加剤 表2-26 再生用添加剤の品質プラント再生用 プラント再生用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動粘度 (60℃) mm²/s</td> <td>80~1,000</td> </tr> <tr> <td>引火点 ℃</td> <td>230以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td><u>±3以下</u></td> </tr> <tr> <td>密度 (15℃) g/cm³</td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組成分析</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table>	項目	標準的性状	動粘度 (60℃) mm ² /s	80~1,000	引火点 ℃	230以上	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	<u>±3以下</u>	密度 (15℃) g/cm ³	報告	組成分析	報告	2-8-3	<p>再生用添加剤 表2-26 再生用添加剤の標準的性状 プラント再生用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>標準的性状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>動粘度 (60℃) mm²/s</td> <td>80~1,000</td> </tr> <tr> <td>引火点 ℃</td> <td>230以上</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱後の粘度比 (60℃)</td> <td>2以下</td> </tr> <tr> <td>薄膜加熱質量変化率 %</td> <td><u>-3~+3</u></td> </tr> <tr> <td>密度 (15℃) g/cm³</td> <td>報告</td> </tr> <tr> <td>組成分析</td> <td>報告</td> </tr> </tbody> </table>	項目	標準的性状	動粘度 (60℃) mm ² /s	80~1,000	引火点 ℃	230以上	薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下	薄膜加熱質量変化率 %	<u>-3~+3</u>	密度 (15℃) g/cm ³	報告	組成分析	報告	舗装再生便覧の改正に伴う見直し
項目	標準的性状																															
動粘度 (60℃) mm ² /s	80~1,000																															
引火点 ℃	230以上																															
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下																															
薄膜加熱質量変化率 %	<u>±3以下</u>																															
密度 (15℃) g/cm ³	報告																															
組成分析	報告																															
項目	標準的性状																															
動粘度 (60℃) mm ² /s	80~1,000																															
引火点 ℃	230以上																															
薄膜加熱後の粘度比 (60℃)	2以下																															
薄膜加熱質量変化率 %	<u>-3~+3</u>																															
密度 (15℃) g/cm ³	報告																															
組成分析	報告																															
第11節 2-11-1 4	<p>塗料 一般事項 請負者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。</p>	第11節 2-11-1 4	<p>塗料 一般事項 <u>道路標識支柱のさび止め塗料等の規格</u> 受注者は、道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。</p>	項目見出しの追記 文章表現の統一																												

土木工事共通仕様書（第2編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>JIS K 5621（一般用さび止めペイント）</p> <p>JIS K 5622（鉛丹さび止めペイント）</p> <p>JIS K 5623（亜酸化鉛さび止めペイント）</p> <p>JIS K 5624（塩基性クロム酸鉛さび止めペイント）</p> <p>JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント）</p> <p>JIS K 5627（ジクロロメートさび止めペイント）</p> <p>JIS K 5628（鉛酸ジクロロメートさび止めペイント）</p> <p>JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）</p>		<p>JIS K 5621（一般用さび止めペイント）</p> <p>JIS K 5623（亜酸化鉛さび止めペイント）</p> <p>JIS K 5625（シアナミド鉛さび止めペイント）</p> <p>JIS K 5674（鉛・クロムフリーさび止めペイント）</p>	<p>JIS 改正に伴い削除</p> <p>JIS 改正に伴い削除</p> <p>JIS 改正に伴い削除</p> <p>JIS 改正に伴い削除</p>
5	<p>請負者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。</p>	5	<p><u>塗料の保管</u></p> <p>受注者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。</p>	<p>項目見出しの追記</p> <p>表記の統一</p> <p>文章表現の統一</p>
第12節 2-12-1	<p>道路標識及び区画線</p> <p>道路標識</p> <p>（1）標識板</p> <p>JIS G 3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）</p> <p>JIS G 3141（冷間圧延鋼板及び鋼帯）</p> <p>JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板）</p> <p>JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）</p> <p>JIS K 6718（メタクリル樹脂板）</p> <p>ガラス繊維強化プラスチック板（F、R、P）</p> <p>（2）支柱</p> <p>JIS G 3452（配管用炭素鋼管）</p>	第12節 2-12-1	<p>道路標識及び区画線</p> <p>道路標識</p> <p>（1）標識板</p> <p>JIS G 3131（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）</p> <p>JIS G 3141（冷間圧延鋼板及び鋼帯）</p> <p>JIS K 6744（ポリ塩化ビニル被覆金属板）</p> <p>JIS H 4000（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）</p> <p>JIS K 6718-1（プラスチックメタクリル樹脂板タイプ、寸法及び特性—第1部：キャスト板）</p> <p>JIS K 6718-2（プラスチックメタクリル樹脂板タイプ、寸法及び特性—第2部：押出板） ガラス繊維強化プラスチック板（F、R、P）</p> <p>（2）支柱</p> <p>JIS G 3452（配管用炭素鋼管）</p>	<p>JIS 改正に伴い修正</p> <p>脱字</p>

土木工事共通仕様書（第2編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		
	<p>(4) 反射シート 標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-27、表2-28に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。 なお、<u>請負者は</u>、表2-27、表2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、<u>請負者は</u>監督職員の確認を<u>得け</u>なければならない。</p>		<p>(4) 反射シート 標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-27、表2-28に示す規格以上のものとする。また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の変化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。 なお、<u>受注者は</u>、表2-27、表2-28に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、<u>受注者は</u>監督職員の確認を<u>受け</u>なければならない。</p>	表現の統一
第13節 2-13-1	<p>その他 エポキシ系樹脂接着剤 エポキシ系樹脂接着剤は、接着、埋込み、打継ぎ、<u>充填</u>、ライニング注入等は設計図書によらなければならない。</p>	第13節 2-13-1	<p>その他 エポキシ系樹脂接着剤 エポキシ系樹脂接着剤は、接着、埋込み、打継ぎ、<u>充填</u>、ライニング注入等は設計図書によらなければならない。</p>	語句の統一

土木工事共通仕様書（第2編） 新旧対照表

現行（平成19年11月）		改正（平成26年4月）		改正理由
編章節条		編章節条		